



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
Benzodiazepine YAKUGAI Association

国立循環器病研究センターへの法人文書開示請求における
独法情報開示法違反に対する抗議書

厚生労働省医政局長 迫井 正深 様
同 研究開発振興課長笠松 淳也 様
政策統括官（総合政策担当）（政策統括室長併任）伊原 和人 様
政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）村山 誠 様
C C 報道各社（朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、週刊文春、東洋経済社他）

令和3年2月24日

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

情報提供人 代表 多田 雅史



代 表

多田 雅史



Registered trademark (R)
「患者・行政・医療者の三者の協力」
を表しています

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

Benzodiazepine YAKUGAI Association : BYA

HP <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉1-1-35

ハイエスト久屋5F 柴田・羽賀法律事務所

事務所TEL : 052-953-6011、多田携帯 : 080-1566-3428

E-mail : crosstada2@vesta.ocn.ne.jp

BYA-HP: <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

* 本件へのお問合せは上記の携帯電話へお願いします。

前略

当会は、2017年11月に設立され、400名余の会員がいるベンゾジアゼピン系薬物（向精神薬）の副作用による被害者の会です。

当会は、令和3年2月23日、御省に対して、「ベンゾジアゼピン医療過誤事故の確定判決に対する報告義務の不在について」をお送りし、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国循」という）が医療過誤事故訴訟【名古屋高等裁判所(平成30年6月28日判決言渡 平成29年(ホ)第322号 損害賠償請求控訴事件)及び名古屋地方裁判所(平成29年3月17日判決言渡 平成25年(ワ)第5249号 損害賠償請求事件)】において、複数の注意義務違反により損害賠償命令判決が確定しているにもかかわらず、医療法の「事故等事案」の報告及び薬機法の「処方薬物の副作用」の報告を怠っているため、再度の訴訟において、報告義務の履行を求めましたが、名古屋地裁は「報告の必要性はない」と判決したことをお伝えしました。

その判決の根拠の1つに、当会が「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、国循に法人文書の開示請求をしても、国循が「訴訟に不利にな



る法人文書の開示には応じない」等の理由で、法人文書を開示しなかったため、裁判所が事実関係を認定できなかったことがあります。しかし、同法5条の不開示理由には、国循が主張する「訴訟に不利になる法人文書の開示には応じなくてもよい」などの理由は存在せず、国循の不開示行為は、同法違反である。

そこで、当会は、同法18条により、国循に8件の「**審査請求**」を行いました【添付資料】、国循は、同法19条の「情報公開・個人情報保護審査会へ諮問」を行わないまま、1年近くにわたり、放置したままにしている。すなわち、国循は、「諮問すれば、開示命令が出される恐れがあるが、諮問しなければ、開示命令は出ない。諮問期間は法定されていないので、ずっと手続き中で済ませる」としている。

以上より、上記の医療過誤事故に対する報告義務の訴訟判決は、国循が法人文書の開示に応じない違法行為により、国循は報告義務の履行を命じられずに済んだものである。

これらの行為は、複数の法令（医療法、薬機法、独法情報開示法）に違反するものであるため、当会は、本抗議書を提出し、強く抗議する。なお、本書は関係報道機関等にも送付する。

第1 趣旨

1. 国循は、国立研究開発法人かつ特定機能病院でありながら、その役割を放棄し、複数の法令（医療法、薬機法、独法情報開示法）の違反を重ねており、もはや、血税を使用する国立研究開発法人として存続させる意義がないため、解体せよ。
2. 国循の解体が不可能であれば、法令遵守体制が構築されるように、国循の責任の所在を明らかにして、厳しく、査定及び行政指導を行え。
3. 医療系の複数の関係法令（医療法、薬機法、独法情報開示法）違反は、目に余るものがあり、医療安全の向上を図る御省の施策は、事実上、骨抜き状態にあり、医療事故等（医療事故及び事故等事案）の(1)原因の究明、(2)再発防止対策の検討及び(3)それらの国内医療機関への周知徹底は、まったく不十分であり、類似事故が多発している。よって、上記の関係法令を改正し、違反行為に対する罰則規定を創設する法改正を実施するとともに、刑事責任を問える体制を整備せよ。

第2 理由

すでに、本書の前文に記載したため、割愛する。

添付資料

審査請求に対する諮問の請求書（内容証明郵便、令和3年2月10日送達済み）

草々